

議員提出議案第 2 号

えん罪を防止するため、取調べの全面可視化を求める意見書について

このことについて、生駒市議会会議規則第 13 条の規定により、上記の議案を提出する。

平成 22 年 3 月 日

提出者 上 原 しのぶ

賛成者 宮 内 正 厳

〃 浜 田 佳 資

えん罪を防止するため、取調べの全面可視化を求める意見書

国民から無作為に選ばれた「裁判員」が、殺人や傷害致死などの重大事件の刑事裁判で、裁判官と共に犯罪を裁く裁判員制度が２００９年５月から施行され、国民の感覚が裁判の内容に反映されることによって、国民の司法に対する理解と支持が深まることが期待されている。

しかし、実際の裁判では、ＤＮＡ型再鑑定により無実が明白となり、現在宇都宮地裁で再審裁判を行っている足利事件の菅家利和さんは、長時間の警察の取調べで暴力まで振るわれて、虚偽自白をさせられた無念さを語っている。

昨年、最高裁で再審が確定した布川事件の桜井昌司さんと杉山卓男さんも長時間の過酷な取調べと誘導によって「自白」を強要され、その上無実を証明する諸証拠を隠され、無期懲役の刑を受け、２９年間も刑務所に閉じこめられ、仮釈放をされてから再審を闘って無実を晴らそうとしている。

このように裁判では、供述調書の任意性や信用性などが争われることが少なくなく、一度裁判員となった場合には、そうしたことに対する判断も求められることは必然で、法律家でない国民にとっては非常に判断に苦しむ場面に立たされてしまうことになりかねない。

検察庁や警察庁では現在、各地で取調べの一部のみの録画・録音（最終段階での自白の自発性確認）を施行している。しかし、このような録画・録音手法は、捜査側に都合のよい部分だけが記録されるもので、更なるえん罪を生み出すという重大な問題をもっている。

「取調べの可視化」とは、捜査の結果、犯罪を行ったと疑われる被疑者に警察や検察が行う取調べの全過程を録画・録音することで、可視化が実現すると、えん罪の原因となる密室での違法・不当な取調べによる自白の強要が防止できるとともに、供述調書に書かれた自白の任意性や信用性が争われた場合には、取調べ

の録画・録音テープが証拠となる。

取調べの可視化は、自白の任意性や信用性を迅速・的確に判断するための方策として、また、えん罪事件を防ぐことにつながり、裁判員制度をより公正で国民本位にするために不可欠な取組の一つと言える。

千葉景子法務大臣が記者会見で、取調べの可視化の早期実現に意欲を示されたことを支持し、その実現を求める。

よって、政府におかれては、取調べ過程の全面可視化を一刻も早く実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月 日

生 駒 市 議 会